

## 蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ①

### 近藤裁判長！ 窃取したとする内部文書に 指紋が無いことをどう説明するのか！

4月21日、名古屋地方裁判所（近藤宏子裁判長）は「蒲郡駅事件」で加藤誠二さんに対し、不当にも懲役6ヶ月、執行猶予2年の有罪判決を言い渡しました。

近藤裁判長は「加藤さんが蒲郡駅の管理者専用書庫から管理者限りの主任レポートに関する文書（内部文書）を持ち出し、コピーし、用紙31枚を持ち出した」ことを事実と認定し有罪判決を下したのです。しかし事実認定の過程で、合理的な検討がまったく不十分であり「これで有罪か！」と言わざるを得ません。

検察側は第1回公判で、指紋を証拠として提出しないことを明らかにしていました。加藤さんは取り調べの過程で、指紋を全指採取されています。内部文書には加藤さんの指紋はなかったのです。加藤さんが内部文書を持ち出していないことを逆証明しています。しかし近藤裁判長は、判決で指紋に関してまったく触れることなく、加藤さんが内部文書を持ち出し、コピーしたと決めつけ、有罪判決を下したのです。

「検察側の主張に矛盾はない」とはよく言えたものです。「加藤は犯罪者だ」を前提として結論を導こうとしているのです。断じて許せません！

懲役6ヶ月の不当判決を許さない！  
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう！